

贈与税の計算例

(例1) 100万円の贈与を受けた場合

$$100\text{万円} - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 40\text{万円}$$

$$40\text{万円} \times \text{税率 } 0.1 = \text{贈与税額 } 4\text{万円}$$

(例2) 500万円の贈与を受けた場合

$$500\text{万円} - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 440\text{万円}$$

$$440\text{万円} \times \text{税率 } 0.3 - \text{控除額 } 47.5\text{万円} = \text{贈与税額 } 84.5\text{万円}$$

(例3) 1,000万円の贈与を受けた場合

$$1,000\text{万円} - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 940\text{万円}$$

$$940\text{万円} \times \text{税率 } 0.45 - \text{控除額 } 140\text{万円} = \text{贈与税額 } 283\text{万円}$$

(例4) 1,500万円の贈与を受けた場合

$$1,500\text{万円} - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 1,440\text{万円}$$

$$1,440\text{万円} \times \text{税率 } 0.5 - \text{控除額 } 190\text{万円} = \text{贈与税額 } 530\text{万円}$$

率をかけた額が贈与税です。
控除の60万円を差し引きその残額に税率をかけた額が贈与税です。

財産をもらった時



個人から年間60万円を超える財産をもらったときには、贈与税がかかります。
会社など法人から財産をもらったときには、贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税がかかることになっています。

贈与税の計算

その年の1月1日から12月31日までの一年間に、個人からもらった財産の価格を合計します。

贈与税の速算表

課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除税
150万円以下	10%	0円	1,000万円以下	45%	1,400,000円
200万円 "	15	75,000	1,500万円 "	50	1,900,000
250万円 "	20	175,000	2,500万円 "	55	2,650,000
350万円 "	25	300,000	4,000万円 "	60	3,900,000
450万円 "	30	475,000	1億円 "	65	5,900,000
600万円 "	35	700,000	1億円超	70	10,900,000
800万円 "	40	1,000,000			

贈与税の特例

【配偶者控除】

婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産の贈与があったとき、一定の要件にあてはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除60万円のほかに最高2000万円までの配偶者控除が受けられます。

【住宅取得資金の贈与の特例】



父母や祖父母から、住宅取得資金の贈与を受けたときは、次の要件にあてはまれば、1500万円までの部分について5分5乗方式（贈与を受けた財産の価格を5分の1して税額を計算しその税額を5倍して納税額を算出する方法）により贈与税額を計算する特例を受けることができます。

この特例を受けると、300万円までの住宅取得資金の贈与については贈与税はかかりません。

●特例の対象となる住宅

①新築住宅

②建築後20年以内の中古住宅

●特例を受けるには

①贈与を受けた人は、日本国内に住所を有すること

②贈与を受けた年の翌年3月15

所得税の主な改正点

1 青色申告特別控除額が引き上げられました。

改正前	改正後
45万円	55万円

2 扶養控除額の割増特例が廃止されました。

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増特例が廃止されました。

扶養親族の区分	改正前	改正後
年少扶養親族（16歳未満）	48万円	38万円

3 今年も定率減税（20%）が実施されます。【上限25万円】
町県民税の定率減税（15%）

【上限4万円】

固定資産税

第4期分の納期限は
2月28日です

特例を適用したときの計算例

(例1) 贈与額300万円の場合

$$300\text{万円} \div 5 - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 0\text{円}$$

(例2) 贈与額500万円の場合

$$500\text{万円} \div 5 - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 40\text{万円}$$

$$40\text{万円} \times \text{税率 } 0.1 \times 5 = \text{贈与税額 } 20\text{万円}$$

(例3) 贈与額1,000万円の場合

$$1,000\text{万円} \div 5 - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 140\text{万円}$$

$$140\text{万円} \times \text{税率 } 0.1 \times 5 = \text{贈与税額 } 70\text{万円}$$

(例4) 贈与額1,500万円の場合

$$1,500\text{万円} \div 5 - \text{基礎控除 } 60\text{万円} = \text{課税価格 } 240\text{万円}$$

$$(240\text{万円} \times \text{税率 } 0.2 - \text{控除額 } 17.5\text{万円}) \times 5 = \text{贈与税額 } 152.5\text{万円}$$

日までに、その資金の全部を居住用家屋の新築又は取得に充てること
③その家屋は床面積が50㎡以上であること
④贈与を受けた年の翌年3月15

日までに、その家屋に居住しているか、又は居住すること
⑤贈与前5年以内において、自己又は配偶者が所有する住宅用の家屋に居住していないこと
⑥その年分の合計所得金額が1200万円以下である

⑦既にこの特例の適用を受けたことがないこと
●特例を受けるには申告が必要
贈与税の申告書に戸籍謄（抄）本など必要書類を添えて申告する必要があります。